

検査機関に関する規程

1. 検査機関の概要

証明書発行機関の代表者（以下「証明書発行機関長」という。）が審査し、検査機関として適切であると認定した者は検査機関になることができる。検査機関は輸出者の申請に基づき、証明書発行に係る目視検査を行うものとする。

2. 検査機関の認定に係る手続

(1)に掲げる要件を満たす者は、(2)の提出書類を(3)の申請先に提出することにより、検査機関としての認定を受けることができる。

(1) 検査機関としての要件

ア 検査機関として適格である者として次に掲げる事項をすべて満たすこと。

- ① 法人格を有すること。
- ② 検査業務を行う上で、客観性及び公平性を確保するための組織運営機構を有すること。
- ③ 検査業務とその他の活動とを区別する方針及び手順を有し、関連機関の活動や営利的、財政的な影響を受けないこと。
- ④ 検査業務を実施する上で十分な能力を有する人員及び設備を有すること。
- ⑤ 検査機関としての業務を行うことが財政的に可能であること。
- ⑥ 検査業務に係る記録を適切に作成及び保管するための手続並びに業務の過程で得られる情報の機密を保持するための適切な手続を内規等により定めていること。

イ 検査申請者との利害関係を有しない者として、次に掲げる事項をすべて満たすこと。

- ① 検査機関と検査申請者が利害関係にないこと。
- ② 株式会社である場合にあっては、検査申請者が検査機関やその親法人（会社法（平成17年法律第86号）第879条第1項に規定する親法人をいう。）に属していないこと。
- ③ 代表権を有する役員が、検査申請者の役員又は職員（過去2年間に当該検査申請に係る者の役員又は職員であった者を含む。）ではないこと。

(2) 提出書類

- ① 別紙様式8の認定申請書

- ② 検査を適切に実施できる体制を整えていることを示す以下に掲げる資料
- ア 定款の写し
 - イ 組織の概要を示す資料
 - ウ 組織の財務状況を示す資料
 - エ 役員の氏名及び略歴
 - オ 手数料に関する資料
 - カ 申請者が株式会社である場合は、主要な株主構成
 - キ 検査人員、検査体制
 - ク ISO 認証等の第三者機関による特別な認定等を受けている場合はその関係資料

(3) 申請先

① 農林水産省の認定を受ける場合

〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1

水産庁漁政部加工流通課水産物貿易対策室 輸出担当

電話 03-3502-8111 (内線6610)

03-3501-1961 (直通)

FAX 03-3591-6867

② 都道府県の認定を受ける場合

証明書発行機関として認定を受けた都道府県の担当者へ申請すること。

なお、証明書発行機関として認定を受けた都道府県の一覧については、水産庁のホームページを参照すること。

(4) その他

証明書発行機関は、申請書類の審査に当たり、必要に応じて、申請者に対して2の(2)に掲げる資料以外の資料の提出等を求め、申請者が2の(1)の要件を満たすかどうか調査することができる。

3. 認定書の交付

証明書発行機関は、検査機関の認定申請があった場合、2の(1)に掲げる要件を満たすかを審査し、必要に応じて当該職員による立入調査を行わせるものとする。審査の結果、検査機関として適切であると認められる場合は、証明書発行機関は、申請者に対して別紙様式9の認定書を交付する。

4. 検査機関への指導・検査

(1) 指導

証明書発行機関は、検査機関に対し、検査業務の適切な実施に当たり必要な指導を行うものとする。

(2) 検査

証明書発行機関は、検査機関に対し、検査業務を適切に実施しているか確認する観点から、定期的に検査を行うものとする。

(3) 認定の取消

証明書発行機関は、検査機関が次のいずれかの場合に該当するときは、当該検査機関の認定を取り消すことができる。

- ① 2の(1)に掲げる認定要件を満たさなくなったと認められる場合
- ② 証明書発行の際に正当な理由なく目視検査を行わなかった場合
- ③ 検査業務を行う上で不正行為があったと認められる場合
- ④ (2)の検査を受けることを拒否した場合
- ⑤ その他相当の理由があると認められる場合

5. 認定申請事項の変更及び認定の取消

認定申請時の申請事項について変更があったときは、検査機関は、2の(3)の申請先に対し、別紙様式10によりその旨申請するものとする。

また、検査機関がその認定の取消を希望する場合は、検査機関は、別紙様式11に必要事項を記入の上、2の(3)の申請先に提出するものとする。

(別添2)

中国向け輸出活水産物の検査手順

1. 目視検査

(1) サンプルング

申請品目ごとに1ロットとし、下記(2)について、1ロットの個体数(N)に応じて、以下に示すサンプル数(n)を目安とする。

1ロットの個体数(N)	サンプル数(n)
$N \leq 150$	3
$150 < N \leq 1200$	5
$N > 1200$	8

(2) 目視検査基準

項目	判定基準
外観	(魚類の場合) 目に見える潰瘍等の病気の伝染による異変が認められないこと。
	(貝類等の場合) 目に見える軟体部の萎縮等の病気の伝染による異変が認められないこと。
	(甲殻類の場合) 目に見える白斑等の病気の伝染による異変が認められないこと。
行動	(魚類の場合) 異常な遊泳が認められないこと。
	(貝類等の場合) 活着していることが分かること。
	(甲殻類の場合) 異常な遊泳が認められないこと。

その他	貨物には、証明書に記されていない種の活水産物が含まれないこと。
-----	---------------------------------

2. 有害物質の検査
検査基準

水産物の種類	カドミウム (mg/kg)	無機ヒ素(mg/kg)
魚類	0.1	0.1
甲殻類	0.5	0.5
頭足類、二枚貝、 棘皮類、腹足類	2.0(内臓を除く)	0.5
その他	-	0.5

※ 二枚貝については、麻痺性貝毒 (< 4MU/g) 及び下痢性貝毒 (< 0.05MU/g) の検査結果を提出すること。

(別添3)

中国向け輸出活水産物の目視検査の運用

中国向け輸出活水産物の証明書の発行に当たっては、下記の手続を行うことにより、検査機関による輸出の都度の目視検査を省略することができる。

1. 品質確認者の選任

輸出者は、輸出者自らが定めた品質確認者（本要領の趣旨を理解し、適切に目視検査を遂行する能力を有する者）を選任すること。

2. 目視検査

選任された品質確認者は、輸出の都度、別添2の1に掲げる目視検査を実施し、当該目視検査基準を満たしていることを確認するとともに、別紙様式7に結果を記載すること。

輸出者は、目視検査の結果が記載された別紙様式7を、証明書発行機関に提出するとともに、その写しを3年間保管すること。

また、証明書発行機関は提出された別紙様式7を3年間保管すること。

3. その他

品質確認者は、中国向け輸出活水産物について、別添2の1に掲げられる目視検査の他、以下の状況についても確認すること。

- (1) 輸送が衛生的かつ適切な温度下で行われていること。
- (2) 輸出容器が衛生的で水漏れが生じるおそれがないなど活水産物の輸送に適切な容器であること。

4. 目視検査の検証

輸出者は、初回輸出時及びその後1年間に1回以上、検査機関による目視検査により、別添2の1に掲げる目視検査基準を満たしていることの確認を受けること。品質確認者は、当該検査に立ち会い、自ら行う目視検査方法の妥当性について検証を行うこと。